



特定非営利活動法人

# みどり兵庫通信

第11号 平成29年1月6日発行

〒662-0074 西宮市石劔町 19 番 13 号

総合相談支援センター 3 階

TEL : 0798-78-2537 FAX : 0798-78-2538

Email: [npo-midori@siren.ocn.ne.jp](mailto:npo-midori@siren.ocn.ne.jp)

HP: <http://midorihyogo.jimdo.com>



## 私と障がいを持つ人との出会い

NPO法人みどり兵庫理事 河崎洋充

意識して障がい者と向き合ったのは、31歳の時だから、もう30有余年前のことになる。9年間勤めていた幼児教育の出版社を辞めて、大阪市立千里作業所という知的障がい者の通所授産施設で働くことになった時からだ。

それまでにも、街の中で知的な障がいを持つ人とすれ違っていたはずだが、まったく気がつかず見過ごしていた。知的で軽度の方は、外観だけでは判別がつかないので、施設職員でない私には、まったく分からないし、分かろうともしていなかった。

また当時は、デパートや大会社のビル以外には、エレベーターもエスカレーターもほとんど無く、身体に障がいを持たれている方が、気軽に街に出歩く社会・環境ではなかった。

また、重度心身障がい者・児の方は、自宅で暮らす方は少なく、遠方の入所施設に自分の意思なぞ関係なく入れられていた時代でもあった。牧ローニさん達が、「そよ風と共に町へ出よう」というキャッチフレーズで、車いすで各地の役所やターミナルへ出て訴え出されたのも、ちょうどこの頃であったように記憶している。

施設勤務の初日のことだ。この施設では、給食が用意されていて通所者50名と職員10名が、同じ食堂で同じ献立を頂くことになっていた。10のテーブルが縦に5卓づつ、二列並んでおり1テーブル6人掛けで、5人の利用者と一人の職員が同席する。

少し遅れて食堂に入ると、ここが指定席だといわれて座った席は、前方の右端のテーブルで、中央通路側であった。つまりほぼ全員の視線が、私の背中に注がれていた。

私の前の席に座った利用者が、重度の知的で身体障がい2級を持った24-25歳の男性だった。障がいを持つ人たちと食事をするのは初めてなので、緊張していた。メニューは今でも覚えているが中華丼とスープであった。

箸をとった途端だった。その男性が、動かしにくい手に箸を握りしめ、箸先にニンジン突き刺して私の顔先に差し出してきた。マヒのある口元からはよだれが垂れている。しかし、目と口で食べてくれと言っているようだった。背中が凍りついた。私は、この人はニンジンが嫌いで私に食べてくれと言っているのか、ならば「好き嫌いをしては、だめだよ。」と指導するべきか。いや、お近づきのプレゼントかも。

私は、その一口大のニンジンを箸先から直に食べた。彼は、嬉しそうに満足げにニッカーと笑ってくれた。それを見ていた背中が、ホッとするのが感じ取れた。長く感じられたが、わずか1分ぐらいの瞬間のことだった。

このエピソードがあった翌日から、利用者たちが真っ先に私の所へ挨拶代わりにまわりついてくれ歓迎してくれた。仲間の一員として認めてくれたのだ。

このことが、あったからか千里作業所には、17年間勤めた。良い出会いを神様が準備してくれたのかもしれないと、今は思っている。

かわさき ひろみつ

(社福) 石井記念愛染園 西成市民館館長 西成市民館は、あいりん地区にある大阪市最後の市民館です。

武庫川女子大学非常勤講師 (共通教育学部社会福祉系「生きがい探しのボランティア論」)

南大阪看護学校非常勤講師 (社会福祉論1, 2) 大阪法務局人権擁護委員 (社福) 光徳寺善隣館中津学園理事・評議員

(社福) 平和の子保育園評議員 NPO サポートハウス連絡協議会 事務局長

## 後見活動報告

### ボランティアに携わって

みどり兵庫後見従事者 市川裕子

砂子療育園(現西宮すなご医療福祉センター)と関わるようになってから46年が経ち、娘美子が亡くなってからもうすぐ8年になります。娘の生涯39年2ヶ月の内38年3ヶ月は砂子療育園で手厚い看護と療育を受けさせて頂き、今も思い出す度に感謝の気持ちでいっぱいになります。

娘が亡くなってから、洋服破りの名人であった美子(私の心の内にある)と共に衣類整理のお手伝いをしようと思い、ボランティアを始めました。家政室では、職員や他のボランティアの方とおしゃべりしながら洋服の名前を見て、園生の顔を思い浮かべながら作業できるのが楽しく、大袈裟ですが私の生き甲斐にもなっています。毎週金曜日は朝からすなごに出かけ、今は大事な仕事の一つとして位置付けて取り組んでいます。

平成26年7月からは、家政室でのボランティアの後、みどり兵庫の身上監護の後見従事者として担当しているTさんに面会し、1階ホールでしばらく共に過ごしたりしています。Tさんは声をかけるだけでとても喜んでくれ、そのことが私自身にも嬉しい、楽しい時間として与えられています。

今後も西宮すなご医療福祉センターとの関わりを持ち、微力ですが利用者の方々の役に立つ活動を続けていきたいと心から願っています。

### Hさんの身上監護をお受けして

みどり兵庫後見従事者 社会福祉士 片上悦子

Hさんの後見従事者をお引き受けして2か月になります。

事前の話し合いに(親族、医療・福祉センターの関係者の方々とみどり兵庫)私も参加させて頂きました。

Hさんの部屋に入ると、お母さんが心をこめて作られたカバー・小物などがベットサイド等にあり、今も使われています。初めてHさんに挨拶をさせていただき、手に触れ握手をさせてもらった時は、きょとんとした様子(だれ?)でした。当たり前のことです。Hさんは音楽が好きで、テープから流れる童謡に、声をだし身体を動かしている様子は楽しそうに見受けました。おやつや昼食時などお伺いした時は、職員の方より「今日のヨーグルトはHさんにはすっぱかったかな?/今日はスムーズに食べてもらっています。/今日はあまり食がすすまないようです。」等などHさんの様子をお聞きしています。また古くくたびれてきた衣類は新しく購入しネームをつけ、自己流ですが、新品のシャツを長袖から半袖にして着ていただくことにもなりました。これらは規定の身上監護外のことですが、できる範囲でさせてもらっています。が、これをきっかけにミシンを使って、カバーを作ったり少しリフォームしたりと私自身が楽しんでます。

また職員の方の許可を受けて、車椅子で1階に移動するとHさんを知っている方からも声掛けしてもらっています。お部屋とは違って楽しいひと時になればと思っています。私自身、春から「みどり兵庫」の従事者として活動させてもらい、少しずつですが職員の方、利用者さんの親族の方などから声をかけて頂いたり、またこちらからお話を伺うなどしています。Hさんに安心して受け入れられ、気分転換や、ささやかな楽しみにして下さるよう努めたいと思っています。



平成 28 年 3 月 31 日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律（改正社会福祉法）」

によって、社会福祉法人は大きな改革を迫られることになりました。その視点は三点あります。一点目は、福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉法人の役割が重要となっており、公益財団法人等と同等以上の公益性・非営利性を確保する必要があること。二点目は多様な事業主体の参入や一部法人による不適切な運営のため、社会福祉法人の存在意義が問われており、国民に対する説明責任を果たすことが急務であること。三点目は他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足することにより地域社会に貢献することが社会福祉法人の使命であることです。この三つの視点のもとに「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域における公益的な取組を実施する責務」等の課題に対応していくことが今回の社会福祉法人改革の中で求められることになりました。

この課題のなかの「地域における公益的な取組を実施する責務」とは社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求めたもので、社会福祉事業又は公益事業を行うにあたり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定したものです。これまでも社会福祉法人の中にはこのような課題に取り組んできている法人はありますが、より明確に法に規定することで社会福祉法人の使命を再確認していくことになりました。改正社会福祉法や社会福祉法人改革との関連での「地域における公益的な取組」については以上です。

この「公益的な取組」と「地域貢献活動」を混同して使用あるいは理解している方があります。

この「公益的取組」や「公益的的事业」は社会福祉法人の本来の事業としてもすでに取り組んでいるが、更に今回の改正社会福祉法によって「他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足することにより地域社会に貢献する」事を求められたものです。「地域貢献活動」とは、これまでも行ってきた福祉に関する講演会や地域住民参加型の企画の運営等も含めたものですが、更にそれを地域のニーズを吸いあげるような形での取り組みへの発展させていくことにこれまで以上に社会福祉法人として取り組んで行こうとするものです。

平成 25 年に社会福祉法人甲山福祉センターが中心となって立ち上げた NPO 法人みどり兵庫は障害者や高齢者の後見活動を法人として支援して行くことを目的とした団体です。甲山福祉センターでは西宮すなご医療福祉センターにおいて重症心身障害者の医療的ケアや療育的サービスを実施する事業を行っています。西宮すなご医療福祉センターには重い障害のある方々が入所されています。実はこの方々の高齢化が進んでいて平均年齢は 50 歳近くになっていますし、最高齢の方は 70 歳を超えておられます。重症心身障害という言葉は重度の身体障害と重度の知的障害を併せ持った障害という意味が含まれています。このような方々の人権を守っていく為に、甲山福祉センターが立ち上げに協力し運営の支援をしている NPO 法人みどり兵庫は地道に活動を続け被後見人の受託を進めてきました。高齢化社会の進展の中では、当然、障害者の高齢化も進んでいくことでしょう。

障害者や高齢者の後見が必要となった時に、障害者や高齢者の福祉に関する事業を運営している社会福祉法人がどのようにサポートしていくことができるのか、重要な課題ではないでしょうか。「利益相反」行為に注意をしながら当事者のためにどのような援助ができるか、NPO 法人みどり兵庫の活動は実践一つ一つがその具体例を作り続けている活動だと思っています。

「後見」は福祉の範疇に入るものではないのですが、「福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉法人の役割が重要となっており」「他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足することにより地域社会に貢献する」というこれからの社会福祉法人の役割を考えたときに障害者や高齢者への後見についての関わり方を社会福祉法人としても考えていかなければいけない時代なのではないかと考えています。

繰り返しになりますが、NPO 法人みどり兵庫の活動はその一つ一つが法人後見という取組の具体的事例を作りあげている段階です。当事者の方々の暮らしぶりを社会福祉法人として見つめることができる私たちはこの NPO 法人みどり兵庫の活動をどのような形で支援できるものか、こちらの課題も具体的に考えていかなければいけないと思います。



NPO 法人格は、法令に定められた要件を満たしていれば必ず設立を認める認証を受けることができます。しかし、認定 NPO 法人は、税制上優遇されることとなりますので、高い公益性と公平性の確保が求められており、一定の実績を積み、以下の 9 つの基準を満たし、運営組織、事業活動が適正であって公益の増進に資する法人であることが確認されなければ認定を受けることができません。

- ① 収入に占める寄付金の金額の割合が 20 パーセント以上又は事業年度中の寄付金の額が 3,000 円以上である寄付者が 100 人以上いることのいずれか 1 つを満たしていること。
- ② 事業活動のうち、会員等一部の限定した個人や特定のグループにのみ便益が及び共益的な活動が 50 パーセント以下であること。
- ③ 組織運営や会計処理が適正であること。
- ④ 宗教・政治活動や特定の個人・団体の利益を目的にした活動を行っていないこと。
- ⑤ 法で義務付けされた情報公開資料について適切に開示していること。
- ⑥ 事業報告書や計算書類等を毎事業年度初めの 3 か月以内に所轄庁に適正に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。
- ⑨ 公の機関への許認可等の申請において、認められない欠格事由がないこと。

以上の基準のうち、みどり兵庫の実績は②から⑨についてはいずれも基準を満たしています。①の基準はいずれも高いハードルになりますが、みどり兵庫としては「寄付金 3,000 円以上の寄付者が 100 人以上」の基準を満たすことを目標に取り組みを強めたいと考えています。

みどり兵庫開設後の会員数と会費納入数は、正会員、賛助会員、団体会員合計で平成 25 年度 106 口、平成 26 年度 90 口、平成 27 年度 114 口となっています。

現行定款での正会員の会費は、NPO 促進法上の社員にあたるため寄付金として扱うことはできませんが、NPO 法上の社員に該当する会員制度を新たに設けて現在の正会員の方の会費の大部分を寄付金に計上できるようにすれば、みどり兵庫の会員をもう一回り拡大するという条件付きではありますが、上記の基準を達成することは十分可能な目標になります。

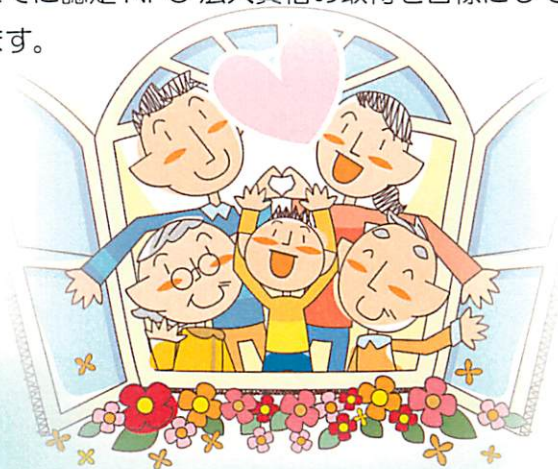
現行規定を改訂し、会員の方々のご協力のもとに平成 30 年度までに認定 NPO 法人資格の取得を目標にして取り組んでいきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

### <私たちが目指す成年後見支援センター>

センターは、認知症高齢者や知的障がい者等の権利擁護事業を行うとともに、福祉のまちづくりに貢献することを目的とします。

後見活動は社会福祉士や法律家、市民後見人などの多様な力量を持った後見人がチームで行います。つまり、財産管理の得意な後見人と身上監護の得意な後見人が力と知恵を合わせて活動する法人にします。

また、高齢者から障がい者の幅広い福祉活動の実績のある甲山福祉センターや様々な福祉団体等の支援を受けることで多様なニーズにも対応します。



Mission (使命)  
Informed consent (説明と同意)  
Defense (擁護)  
Organization (団体・組織)  
Right (権利)  
Independence (自立)





## ららぽーと甲子園で外食と買い物を楽しむ



西宮すなご医療福祉センター4F 病棟 介護福祉士 山出周平

個別活動の出発前はやや不穏であった T さん、「今日は外食に行きますから準備しましょうか」と声をかけて準備を促すとすぐに落ち着き、成年後見人の身上監護担当の市川さんが到着されてからはニコニコして着替えられ、笑顔で病棟を出発することが出来ました。

途中、歩行介助をする市川さんを引っ張るように得意満面で歩かれ、電車に乗り、ららぽーと甲子園までは頑張って歩き、少し疲れた様子も見られましたが、外食先のレストランまで歩ききることが出来ました。

レストランはバイキング形式で、豊富なメニューの中から好き嫌いなく様々なおかずを食べ、ジュースも3種類も飲み、最後にコーヒーを飲まれて満足げな様子でした。しかし、少し食べすぎ気味で、普段は昼食後に午睡の時間に横になっているのですが、それが出来なくて気分が優れない様子も少し見られました。

昼食後は、午前中にたくさん歩き、お腹一杯に食べたこともあり、歩くことはせずに車いすに乗って買い物を楽しみました。市川さんと一緒に、新しい靴、アウター、ズボンを選んで購入しました。買い物が終わってからフードコートで休憩をとり、おやつにアイスクリームを食べ、とても良い笑顔をされていました。

すなごへ帰ってきて、他の利用者の保護者の方にお会いした際、今日はこのような活動をしてきましたと説明すると、「Tさん、あんたは幸せ者やね、市川さんはよく来てくれるし、一緒に外出出来て。」と声かけられ、Tさんは嬉しそうに笑みを浮かべておられました。今日は、一日市川さんと一緒に外食や買い物をゆっくり楽しみ、Tさんには笑顔が多くみられ、とても有意義な時間を過ごすことが出来ました。



## 障害者支援施設殺傷事件を受けて



北山学園 園長 森裏みな子

夏休みが始まってすぐの日でした。あの日の朝、目を疑うような障害者施設殺傷事件を報道していました。「障害者はいなくなればいい」という考えを持つ元職員の犯人によるものでした。19人の命を奪った今回の事件はあまりにも衝撃的で許されるものではありません。

私は、約25年、入所施設で障害児・者を介護し生活を支援してきました。立場としては支援する立場と支援を受ける立場という関係でした。しかし、支援の関係とは別の繋がりがありました。お互いにひとりの人です。いろんな気持ちもちろんです。支援する立場としては、気持ちにゆとりが無い時、健康上の不安がある時も、支援に向かいます。時には「しんどいなあ」と思いながら利用者のそばに行くことがありました。そんな後ろ向きな気持ちで入所のフロアに入っても、利用者はいつもと変わらない笑顔で迎えてくれました。その笑顔と純粋な眼差しは、「頑張れ！」の言葉以上の励ましであり、「利用者と向き合うときは気持ちを切り替えないといけない」とハッとさせられました。そして、人と人が接するときは、誠実に向き合うことが大切ということに改めて教わったと思いました。利用者の私が出会った利用者は、生産性は低いかもしれませんが、しかし、家族や職員、そばに居る多くの人々の心を豊かにしてくれています。私はそのおかげで、長年、福祉の職場で働くことができていると感謝しています。

障害がある人も無い人も、人は誰でも、決して一人では生きていけません。そしてすべてにおいて100%完璧な人はいません。だから、お互いが助け合うことが必要です。地域で暮らす人も施設で暮らす人も、支援する人も、誰かに助けてもらったり、何気ないひとことで救われたことがあると思います。そんな繋がりを思い出してみませんか？きっと、誰もが、一人ひとりにとって大切な人と気づき、優しくなれると思います。



## 運営委員自己紹介

運営委員の田中隆雄と申します。

京都の出身で西宮に住んでからちょうど半々になりました。

趣味は、釣りやトレッキング、サイクリング、キャンプなどアウトドア全般、最近は映画館で映画もよく見えています。その他にもいろいろかじっていて浅く広く、一つを突き詰めることができない要は飽き性です。

さて、私が事務長を務めております西宮すなご医療福祉センターでは現在、3名の利用者がみどり兵庫に後見をお願いしております。ご家族が高齢化し、今後も第三者が後見人をされるケースはどんどん増えてくると思います。どうか皆様の温かいご支援を引き続きして下さるよう、また少しでも興味をお持ちの方は後見従事者になっていただきたくお願いいたします。

### 夙川野鳥探索

みどり兵庫の事務所から、すぐのところを流れる夙川。

春にはサクラの名所として有名ですが、冬の時期にも野鳥をたくさん観ることができます。シロサギ、コガモなどを始めとする水鳥は、普段でも観ることができますが、樹上に目を凝らしてみると、ジョウビタキ、シジュウカラ、ツグミなどの可愛い野鳥が観られます。その中でも、一際目を引くのがコバルトブルーの飛翔物。そうです。

川の宝石、カワセミです。じっと狙いを定めて、空中から水中にダイブ!!

運が良ければ、小魚を口にくわえて得意満面なカワセミに出会えるかも知れません。

人も自動車もいっぱい通っているこんな街中の川にも、野生が息吹いています。

みなさんも、お暇なときに散歩がてら、野鳥探索をしてみてください。



### 研修会のご案内

『家族が安心できる成年後見制度の活用と課題』

～親の高齢化と追加後見、第三者後見～

- ・日 ち H29年2月15日(水)
- ・会 場 西宮すなご医療福祉センター1F ホール(すな時計)
- ・時 間 午後2時～3時30分
- ・講 師 石戸俊也 氏 高齢者あんしん窓口甲山 社会福祉士  
南條真弘 氏 西宮すなご医療福祉センター ケースワーカー

★後見人を必要とされる方がおられましたら、「みどり兵庫」にご相談ください。いつでもご相談に応じます。

★後見従事者を募集しています。お気軽にお電話ください

TEL 0798-78-2537

### 会員加入のお願い

特定非営利活動法人 みどり兵庫は、皆さまのご支援のもと、会費、寄付金、事業収入で運営しています。年間の会費は以下の通りです。ご協力よろしくお願い申し上げます。

- ・正会員 3,000円
- ・賛助会員 2,000円
- ・団体会員 10,000円

